

令和 8 年度「福島県政 150 周年記念式典」 業務委託公募型プロポーザル募集要領

福島県（以下「県」という。）が実施する令和 8 年度「福島県政 150 周年記念式典」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定にあたり、この公募型プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）に基づき公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

1 業務概要

(1) 業務の名称

令和 8 年度「福島県政 150 周年記念式典」業務委託

(2) 委託業務の目的等

令和 8 年 8 月 21 日に福島県政 150 周年を迎えるにあたり、福島県政 150 周年を祝う記念式典を開催する。

(3) 委託業務期間

契約締結日より令和 8 年 12 月 28 日（月）まで

(4) 委託費の上限

18,829,657 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

2 プロポーザル参加資格

(1) プロポーザル参加の条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たすものとします。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

イ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）ではないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

(ア) 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害

を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

オ 県税を滞納している者でないこと。

カ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

キ 福島県文化スポーツ局文化振興課との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

ク 過去に同種・同規模の事業を受託し、適切に履行した実績のあるもの。

(2) 募集要領等の入手方法

募集要領及び企画提案書様式等については、福島県文化スポーツ局文化振興課（以下、「文化振興課」という。）ホームページからダウンロードして入手してください。なお、窓口又は郵送等での配布は行いません。

3 質問等の受付

質問については、以下により受け付けます。

(1) 受付期限

令和8年3月25日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出先

「12 問合せ先及び各種書類の提出先」のとおり

(3) 提出方法

質問書（第1号様式）により、文化振興課宛に電子メールにより提出してください。件名は「【質問】福島県政150周年記念式典」とし、電話にて送信した旨をお知らせください。なお、電話による質問の受付は行いません。

○文化振興課メールアドレス：bunka@pref.fukushima.lg.jp

(4) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和8年3月27日（金）に文化振興課ホームページで公表します。なお、個別の回答は行いません。

4 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加する意思のある者は、令和8年度「福島県政150周年記念式典」業務委託公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）を下記期限までに提出してください。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出期限

令和8年3月30日（月） 午後5時まで（必着）

(2) 提出書類

ア 参加申込書（第2号様式）

イ 事業者概要（第3号様式）

ウ 実績として記載した業務の内容が確認できる書類等

(3) 提出方法

下記 1 2 宛に電子メールにより提出してください。件名は「【プロポーザル参加申込書】福島県政 1 5 0 周年記念式典」とし、送信後、電話にて送信した旨をお知らせください。

5 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する意思のある者は、「5 参加申込書の提出」による手続きを行った上で、企画提案書を提出してください。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書及び工程表（任意様式。ただし、日本工業規格A4版とする。）
- イ 事業経費積算書（任意様式。ただし、日本工業規格A4版とする。）
- ウ その他企画提案を説明するのに必要な書類
- エ 業務実施体制書（第 4 号様式）
- オ 定款（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの。）
- カ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第 5 号様式）

(2) 提出期限

令和 8 年 4 月 6 日（月）午後 5 時まで（必着）

(3) 提出先

「1 2 問合せ先及び各種書類の提出先」のとおり

(4) 提出方法

紙媒体を郵送又は持参により提出してください。

併せて、電子媒体一式を「1 2 問合せ先及び各種書類の提出先」記載のメールアドレスに送付してください。

(5) 提出部数

ア～エ… 6 部（正本 1 部、副本 5 部）、オ～カ… 1 部（正本 1 部）

6 企画提案書の内容

仕様書に定められた内容に対して、具体的な提案を行ってください。特に、以下の項目については必ず提案書に盛り込むこととしてください。

仕様書 7（1）（ア）の「福島県 150 年のあゆみ紹介」、「（仮）官民ネットワーク記念事業紹介」、「（仮）子ども・若者による未来へのメッセージ」の内容

7 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 企画提案書の失格

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

- ア 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書
- イ 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- ウ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書
- エ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

- オ その他、文化振興課が予め提示した事項に違反した場合
- (2) 複数提案の禁止
プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。
- (3) 辞退
提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (4) 費用負担
プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。
- (5) その他
ア 参加者は、参加申込書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。
エ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。

8 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

プロポーザルにより各社から提出された企画提案書について、審査委員会は書面審査を行い、これを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約候補者）を決定します。

なお、プロポーザル参加者が1社の場合、総得点率が6割以上であることを選定の条件とします。また、総得点が同点となった場合、審査委員会による協議のうえ、業務委託予定者を決定します。

【審査基準】

審査項目	評価の視点	配点
企画提案内容		
会場運営	・式典会場内の装飾、座席配置などのレイアウトは、本行事の趣旨と合致しているか。 ・来賓、招待者、出演団体等の導線などを踏まえ、運営手法に問題はないか。	15点
企画性	・司会者の選定は適切か。 ・「県政150周年のお祝い」を念頭に置いた企画、演出となっているか。 ・本事業の目的を達成するため、仕様書には記載されていない独自の工夫があるか。	15点
実現性	・司会者の手配や各提案内容について、実施体制や経費も含め、実現性が高いか。	15点
事業経費	・事業の趣旨や仕様書の内容を十分に踏まえながらも、経済的な工夫があるか。 ・確実かつ効率的な運営手法であり、最小の費用で最大の効果が得られる内容か。	10点
業務遂行能力等		

業務理解	・本事業の趣旨、目的を正しく理解したコンセプトか。 ・他自治体の実施状況や、最近の時勢を踏まえた内容か。	15点
業務体制	・業務を実施する上で十分な体制であるか。	10点
スケジュール	・業務を円滑に実施できる計画であるか。 ・各業務において、具体的な想定のもと無理のないスケジュールが組まれているか。	10点
業務実績	・類似の業務を実施した実績があるか。	10点
審査点	合計	100点

【評価方法】

- ・審査項目毎に評価点を付す。
- ・評価基準は以下のとおりとする。

評価点			評価
15点満点	10点満点	5点満点	
15	10	5	優れている
12	8	4	やや優れている
9	6	3	普通
6	4	2	やや劣る
3	2	1	劣る

【業務委託予定者の選定方法】

- ・各審査員が評価点の合計得点を算出します。
- ・審査票の合計得点により、審査委員ごとに事業者の順位を決定します。
- ・各審査員の順位の平均が最も上位の者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）とします。なお、プロポーザル参加者が1社の場合、総得点率が6割以上であることを業務委託者選定の条件とします。

9 審査結果発表

(1) 期日

令和8年4月10日（金）予定

(2) 発表方法

参加者に対して、書面で通知します。

また、委託候補者とならなかった者は、審査結果通知の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができます。また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います。

なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名とそれぞれの審査時の総得点」を公表するものとします。

10 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

業務委託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおり反映されない場合もあります。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果による仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し、決定します。

(3) 契約保証金について

契約事業者は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第228条の規定により契約保証金を納めることとします。ただし、福島県財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部または一部の納付を免除します。

(4) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とする場合があります。

(5) その他

契約候補者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、または交渉の結果契約締結までに至らなかった場合、その者とは契約の締結を行わないことがあります。この場合は、次点者と契約の締結交渉を行います。

なお、本プロポーザルは、その契約に係る令和8年度予算が可決され、4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、その効力が生じます。

11 主なスケジュール（予定）

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 令和8年3月23日（月） | 公告（募集要領のHPによる公表） |
| (2) 令和8年3月25日（水） | 質問書の提出期限（午後5時まで） |
| (3) 令和8年3月27日（金） | 質問回答 |
| (4) 令和8年3月30日（月） | 参加申込書の提出期限（午後5時まで） |
| (5) 令和8年3月31日（火） | 参加資格確認結果の通知 |
| (6) 令和8年4月6日（月） | 企画提案書等の提出期限（午後5時まで） |
| (7) 令和8年4月10日（金） | 書面審査結果の通知（予定） |

12 問合せ先及び各種書類の提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（本庁舎5階）

福島県文化スポーツ局文化振興課（担当：江口）

電話：024-521-8633 E-mail: bunka@pref.fukushima.lg.jp